

随意契約理由書

件名	神戸市営地下鉄 西神車庫巡回警備業務
契約の相手方	ALSOK株式会社 神戸支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当
随意契約の理由 本業務は神戸市営地下鉄西神車庫の巡回警備業務である。 名谷駅、西神中央駅では、終車後から始発までの夜中の間、駅留置している車両に対して、テロ対策及び落書き防止のための機械警備をALSOK株式会社が請け負っている。 西神車庫と西神中央駅は線路で繋がっており、本警備業務をALSOK株式会社が請け負うことで、現行の西神中央駅警備と一体警備、対応が可能となる。 また、隣接地の西神中央駅での警備実績があるため、西神車庫の状況も熟知しており、迅速な報告、対応が可能で、少しの異常があっても通常の対応より密に行うことが可能となるため。	
	交通局 高速鉄道部 施設課 計画係 (電話番号 984-0173)